

海の森の多様な活用に係るアドバイザー会議設置要綱

(設置目的)

第1条 ユニークベニューとしての活用や大規模イベントの利用等が考えられる海の森水上競技場の海の森公園との連携など多様な活用の在り方について検討することを目的として、「海の森の多様な活用に係るアドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 海の森水上競技場の、海の森公園との連携など多様な活用に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 アドバイザー会議は座長及び委員で構成する。委員は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局長が委嘱する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の者をアドバイザー会議に出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(運営)

第5条 アドバイザー会議の座長は、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、アドバイザー会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(召集)

第6条 アドバイザー会議は、座長が招集する。

(会議の公開)

第7条 アドバイザー会議は、公開とする。ただし、座長は、公開することにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあると認めるとき若しくはその他正当な理由があると認めるときは、アドバイザー会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(設置期間)

第8条 アドバイザリー会議の設置期間については、本要綱施行の日から令和4年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 アドバイザリー会議の事務局は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課とし、事務局が庶務を担うこととする。

(謝金の支払)

第10条 座長は、委員及び第3条第2項に規定する委員以外の者であってアドバイザー会議に出席した者に対し、「オリンピック・パラリンピック準備局各種委員会等委員謝礼基準」に準じて、謝金を支払うことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。